

町政を問う！



平野和生 議員

大島大橋の損傷事故について

問 事故後の経過を問う。

答 大島大橋損傷事故について、2月15日に責任制限手続きが開始され、本町では、6月10日に行政全体の損害額を2億5,867万7,292円として、広島地方裁判所に制限債権の参加届出書を提出したところである。

その後、7月17日に広島弁護士会館において制限債権届の第1回調査期日説明会が開催された。令和2年1月22日午後1時30分から第2回目の説明会を開催することであるが、担当管理人から債権額確定までに5年程度を要した案件もあったことから、早い段階での確定は困難と考えている。

問 橋の事故に係る寄付金は幾らくらいか。また、その御厚志は、給水等でケガをされた方々への見舞金に使ってはどうか。

うか。

答 平成30年度中にいただいた金額は7,116万9,407円、今年度の9月25日までが1,040万10円で、合計38件の個人・団体・事業所から8,156万9,417円の御厚志をいただいている。

使用については検討中で、来年度予算に計上したい。

保育料の完全無償化を！

問 本町においては、3歳未満の子どもたちの保育料を無料化し、定住促進、子育て世代の支援を図るべき。

答 国の改正子ども子育て支援法では、本年10月から3歳以上児の保育料を無償化するとともに、3歳未満児のうち、住民税非課税世帯の保育料を無償化するものであるが、本町としては、国の制度では無償化とならない3歳未満児の住民税課税世帯についても、町単独による無償化を行い、副食費（食材料費おやつ代）についても対象者一人当たり月額4,500円を限度額として、保育所に支給することとし、保育料を完全無償化する。なお、この制度は町内に住所を有し、かつ町内の保育所を利用する世帯に適用する。

幼児教育・保育の無償化に伴う保育料 R1.10月～

(単位：円)

各日初日の児童の属する世帯の階層区分		【3号認定】3歳未満児				【2号認定】3歳以上児				
階層区分	定義	国基準保育料		町基準保育料		町独自基準による保育料	国基準保育料		町保育料	
		9月まで	10月から	9月まで	10月から		9月まで	10月から	9月まで	10月から
第1	生活保護法による被保護世帯等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第2	町民税非課税世帯	9,000	0	4,700	0	0	6,000	0	3,000	0
	町民税非課税世帯 (第2子) 町民税非課税世帯 (ひとり親世帯等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第3	48,600円未満	19,500	19,500	13,600	13,600	0	16,500	0	11,500	0
	48,600円未満 (第2子)	9,750	9,750	6,800	6,800	0	8,250	0	5,750	0
	48,600円未満 (ひとり親世帯等)	9,000	9,000	4,350	4,350	0	6,000	0	3,000	0
第4	48,600円以上 97,000円未満	30,000	30,000	21,000	21,000	0	27,000	0	18,900	0
	48,600円以上 57,700円未満 (第2子)	15,000	15,000	10,500	10,500	0	13,500	0	9,450	0
	48,600円以上 77,101円未満 (ひとり親世帯等)	9,000	9,000	4,700	4,700	0	6,000	0	3,000	0
第5	97,000円以上 169,000円未満	44,500	44,500	31,100	31,100	0	41,500	0	29,000	0
第6	169,000円以上 301,000円未満	61,000	61,000	37,000	37,000	0	58,000	0	34,800	0
第7	301,000円以上 397,000円未満	80,000	80,000	47,000	47,000	0	77,000	0	36,700	0
第8	397,000円以上	104,000	104,000	61,100	61,100	0	101,000	0	47,800	0

※副食費については、3歳以上児の第4階層から第8階層（年収360万円以上）までの世帯の第1子及び第2子が月額4,500円の負担が必要となるが、町が保育所に支給することで、保育料の無償化及び副食費の支給による保育の完全無償化を実施。